

GGF ワーキンググループ議長および GFSG

C. Catlett

アルゴンヌ国立研究所

2001 年 6 月/2002 年 4 月改訂

## GGF ドキュメントおよび推薦ドキュメント：プロセスと要件

### 本規定の位置づけ

この規定は一連の GGF ドキュメントプロセスに関する情報をグリッドコミュニティに提供するものです。標準化や技術的な推薦事項に関しては定義されていません。また、本書は制限なく配布することができます。

### 著作権

Copyright (C) Global Grid Forum (2001). All Rights Reserved.

### 概要

グローバルグリッドフォーラム (GGF) の活動でもっとも有益な成果物は、情報やガイドライン、推薦案を提供する文書 (以下ドキュメント) です。本規約は 5 種類の GGF ドキュメントとこれらのドキュメントに関する検討およびレビュープロセスを定義したものです。このプロセスの大部分は、インターネットエンジニアリングタスクフォースの RFC を基にしています。

目次（協議会注：ページ数は原文のページ番号となっています）

概要	1
1. はじめに	2
2. GGF ドキュメント	3
3. GGF ドキュメントプロセス	4
3.1 グリッドワーキングドラフト	4
3.2 情報提供型または試験型 GFD	5
3.3 コミュニティプラクティス GFD	5
3.4 レコメンデーション・トラック GFD	6
3.4.1 提案型レコメンデーション	7
3.4.2 GGF レコメンデーション	7
4. ドキュメントに関する最低要件	8
4.1 GGF ドキュメントの指定フォーマット	9
5. 意見の不一致と異議の申し立て	10
6. セキュリティ要件	10
用語解説	10
著者の連絡先	11
謝辞	11
知的所有権表示	11
著作権全文表示	11
付録 A：著作権表示	12
付録 B：知的所有権とその記載	13
B-1. 寄与物	13
B-2. 機密保持義務	13
B-3. 権利と許可	13
B-3.1 合理的および無差別的条件の決定	15
B-3.2 通告	15
付録 C: ドキュメントプロセスの流れ	15
C-1. 情報提供型および試験型ドキュメント	16
C-2. コミュニティプラクティスドキュメント	17

C-3. レコメンデーション・トラックドキュメント 18

参考 19

## 1. はじめに

グローバルグリッドフォーラム (GGF) は、高機能分散型ソフトウェアシステム、すなわち「グリッド (Grid)」に関する研究、開発、導入、サポート活動に従事する個人の集団です。対象とするアプリケーションの適用範囲は極めて広く、代表的なものでは高性能プロセッシングアプリケーションや分散型コラボレーティブ環境、分散型データ分析、リモート機器制御などがあります。今やサービスには、今日普及しているインターネットによってもたらされるもの以上の特性が求められています。

GGF は、[1][2][3]に述べるように、インターネットエンジニアリングタスクフォース (IETF, [www.ietf.org](http://www.ietf.org)) およびインターネットリサーチタスクフォース (IRTF, [www.irtf.org](http://www.irtf.org)) の各組織を模範とし、またインターネット標準化手順を補完することを目的としています。

GGF の最初の会議以来、この 2 年間にさまざまな適用範囲、目的、性質を持つ約 100 件のドラフトドキュメントが作成されました。この中には国際会議や学会誌に提出されたものや、RFC シリーズの候補案としてインターネットエンジニアリングタスクフォース (IETF) に提示されたものもあります。しかし多くの場合、それらは会議や学会誌、RFC の刊行物にとって適切なテーマや内容というよりも、グリッドコミュニティにとって有益なドキュメントであったと私たちは見ており、また今後もそうあることを期待しています。

したがって私たちは、RFC シリーズと同様、GGF ドキュメントシリーズの発行に着手することの有用性・持続性信じ、ドキュメントの目的と適用範囲に関して明確に定義されたレビュープロセスが定着することを願っています。

以下に複数のタイプから成るドキュメントシリーズを提示し、それぞれの目的と適用範囲、そしてドキュメントが草案されドキュメントシリーズに記載されるまでのプロセスを明らかにします。

## 2. GGF ドキュメント

GGF の重要な目的のひとつは、グリッドおよびグリッド技術の設計、構築、稼働、運用に資する高品質なドキュメントを作り出すことです。GGF ドキュメントは、IETF の RFC シリーズにならい、以下のカテゴリに分類することができます（今後、下記以外のドキュメントカテゴリが必要となる可能性もあります）。

- ・グリッドワーキングドラフト（GWD） - GGF エディタに提出されたドラフトドキュメントの最終バージョンで、このあと GFD レビュープロセスに入る。
- ・情報提供型ドキュメント（GFD-I） - コミュニティに、関心度の高い有益なグリッド関連の技術やアーキテクチャ、フレームワーク、概念を伝えるためのドキュメント。
- ・試験型ドキュメント（GFD-E） - コミュニティに、グリッド関連の試験、実装、その他の実証実験の結果を伝えるためのドキュメント。
- ・コミュニティプラクティスドキュメント（GFD-C） - 合意や実践的活動を通じてグリッドコミュニティに広く受け入れられていると考えられる手法や手続きをコミュニティに伝え、影響を及ぼすためのドキュメント。
- ・レコメンデーションドキュメント（GFD-R） - 特定の技術仕様または技術仕様を適用するための一連のガイドラインを文書化したもの。レコメンデーションドキュメントは、相互運用を導入させ、標準的なアプローチを促進することを目的としています。

既存の GGF ドキュメントが他のドキュメントによって更新されると、元のドキュメントは「旧版ドキュメント」の指定を受けることがあります。旧版ドキュメントとは、最新の考え方を反映するものではないが、参照や調査によってその貢献度が引き続き維持されるドキュメントであることを意味します。また、主に技術仕様や特定のレコメンデーションドキュメントのうち、もはや使われなくなった仕様に対して「歴史的（ヒストリカル）ドキュメント」という指定を行う場合があります。GFD の状態を歴史的ドキュメントに変更す

るには、その理由を説明するために GFD-I を使用します。

レコメンデーションドキュメントでは、「提案型レコメンデーション」、「ドラフトレコメンデーション」、「グリッドレコメンデーション」と段階的に要件が厳しくなる3つの推薦過程をたどります。

**提案型レコメンデーション (GFD-R-P)** は、インターネット標準化手順における「提案型標準」と同等のものです。

提案型標準仕様は、一般に安定的であり既知の設計選択を行っており、よく理解されており、多くのコミュニティのレビューを受け、価値あるものとして高く注目されているものです。しかし、さらに実例を経ることで、次段階に移る前にその仕様が変更または差し戻される可能性もあります。

通常、仕様を提案型標準として指定するには、実装も稼動実証も必要ありません。しかし、このような実証を経ることは極めて望ましいことであり、通常は提案型標準指定を支持する強力な根拠となります。[ 12 ページ 4.1.1 節、[1] ]

**ドラフトレコメンデーション (GFD-R.D)** は、インターネット標準化手順における「ドラフト標準」と同等のものです。

異なるプログラムコードによる少なくとも2つの独立した相互運用性のある実装のために開発された仕様で、十分かつ順調な稼動経験が得られたものは、「ドラフト標準」レベルに昇格させることができます。本節で述べる「相互運用性」とは、それらが使用されているシステムまたはプロセスの構成要素で、機能的に同等または相互交換可能なものを指します。特許取得済みまたは管理された技術が実装に必要な場合、個別の実装もまた、個別のライセンスングプロセスを経た結果によるものでなければなりません。ドラフト標準への昇格は状態的には大きな進展であり、仕様が成熟し、利用可能であると確信できるレベルにあることを意味します。[ 13 ページ 4.1.2 節、[1] ]

**グリッドレコメンデーション (GFD-R)** は、インターネット標準プロセス[1]における「インターネット標準」と同等のものです。インターネット標準の場合と同じように、グリッドレコメンデーションは必ずしも排他的なソリューションである必要はありません（たとえば FTP 標準がファイル転送の唯一のソリューションではなく、TELNET 標準がリモート端末エミュレーションの唯一のソリューションでないのと同じ）。

### 3. GGF ドキュメントプロセス

ドキュメントが GFD シリーズとして指定されるプロセスは、ドキュメントのタイプによって異なる 3 つのプロセスのいずれかに沿い、複数レベルでのレビューが行われます。

GFD は GGF の内部あるいは外部からでも作成することができますが、レビュープロセスは 1 つ以上のワーキンググループやリサーチグループ、GGF 内のあるレベル以上のコンセンサスを得る必要があります。

いずれのドキュメントも、グリッドワーキングドラフト (GWD) として刊行するために GGF エディタに提出する場合は、事前にワーキンググループやリサーチグループ内で審議することが望ましいといえますが、必須ではありません。

著者は自分が書いたドキュメントのレビューに参加する必要はありません。指定されたレビュープロセスのメンバーが著者自身である場合、適切なエリアディレクタか GGF エディタが別の担当者を指名するものとします。

#### 3.1 グリッドワーキングドラフト

グリッドワーキングドラフト (GWD) は、(a) 総合的なレビューとコメントを目的とした持続性のあるドキュメントをコミュニティに提供し、(b) 知的所有権が著者の知る限りにおいて配慮され、ドキュメントに記載されていることを示す目的で使用します。

ワーキンググループまたはリサーチグループで、ドラフトを正式に提出して GFD ドキュメントシリーズに加えるべきとの合意に達し、また知的所有の問題 (§0 を参照) に対応している場合、そのドキュメントは GGF エディタに提出され、レビュープロセスが開始され

ます。このレビュープロセスはドキュメントタイプごとに異なります。GGF エディタに提出されるドラフトドキュメントの最終バージョンは GWD として指定を受けます。

ワーキンググループまたはリサーチグループ内で草案されたものではないドキュメントの場合、著者（または著者のグループ）は、直接 GGF エディタに提出することができます。これらのケースでは、ドキュメントタイプに応じて、GGF エディタはこのレビューを既存のワーキンググループまたはリサーチグループに割り当てるか、または GGF ワーキンググループやリサーチグループに対し、GWD として GGF エディタに提出する前にコンセンサスを得るように要求することができます。

ドキュメントの目的を明らかにするために、GWD は GFD タイプに対して次のようなドキュメントタイプの指定を受ける必要があります。

GWD-I（情報提供型 GFD の候補）

GWD-E（試験型 GFD の候補）

GWD-C（コミュニティプラクティス GFD の候補）

GWD-R（レコメンデーショントラック GFD の候補）

GFD としての審査を受けるために GGF エディタに提出されると、GWD バージョンはレビューとコメント期間中「凍結」されます。

GWD は、以下に述べる GFD ドキュメントレビュープロセスへの提出に先立って、§4 に示すような著作権や知的所有権表示をはじめとするすべてのドキュメントフォーマットとコンテンツに関する最低要件を満たさなければなりません。

### 3.2 情報提供型または試験型 GFD

情報提供型または試験型 GFD は、GGF 外部からの提出または GGF 内の個人またはグループからの提出が認められています。

ドキュメントが GGF グループから提出された場合、グループの議長はそのドラフトを

GWD-I または GWD-E として GGF エディタに提出します。GGF エディタは直属のエリアディレクタと協議し、そのドキュメントが GGF ドキュメントシリーズとしてふさわしいかどうかを決定します。適切である場合にはそのドラフトを公開コメントで利用できるように手配し、その旨を発表します。

ドラフトが個人または GGF 以外のグループにより作成された場合、GGF エディタはそのドキュメントのレビューを適切なワーキンググループまたはリサーチグループに割り当てるか、GFSG にそのドキュメントをレビューするように依頼します。次に、ドキュメントのレビュー結果に基づき、30 日間の公開コメントで利用できるようにするか、または一定期間内に著者に差し戻されます。

30 日間の公開コメントが終了すると、GFSG からの推薦やコメント期間を通じて提示された問題点、またその問題の解決に向けた著者の取り組みなどを参考に、GGF エディタはそのドキュメントを GFD として発行すべきかどうかを決定します。GGF エディタは、修正の程度により、そのままドキュメントを差し戻す、30 日間の公開コメントを再開する、あるいはその修正が直ちに発行しても支障がないほど軽微なものであるという判断を下します。

GWD-I または GWD-E が GFD として発行できるだけの推薦が得られない場合、そのドキュメントは GWD エリアから削除されます。

### 3.3 コミュニティプラクティス GFD

コミュニティプラクティスドキュメントは、特定のテーマに関してグリッドコミュニティの幅広い支持があることを示すドキュメントです。したがって、そうしたコンセンサスが得られるだけの厳格なレビューを必要とします。

GFD-C として発行するためのレビューおよびコメントプロセスを開始するには、それに着手するワーキンググループまたはリサーチグループの議長が、GWD-C を GGF エディタに提出します。次に GGF エディタは、GWD-C を GFSG に提出し、そこで 15 日間にわたる内部（GFSG）レビューを実施します。



ドラフトが個人または GGF 以外のグループから提出されたものである場合、GGF エディタはそのドラフトのレビューを適切なワーキンググループまたはリサーチグループに割り当てるか、1 名以上の GFSG メンバーにそのドラフトのレビューを依頼します。次に、これらのレビュー結果に基づき、ドラフトは GFSG に提出され 15 日間の内部 (GFSG) レビューを受けるか、または一定期間内に著者に返却されます。

15 日間のレビューが終了すると、GGF エディタは GFSG の合意内容をもとに、そのドラフトを 60 日間の公開コメントに提出するか、あるいはそのまま返却するかを決定します。

GWD-C が GFD-C として考慮するに足る妥当な候補であるとの合意が GFSG で得られた場合、GGF エディタは GWD-C を 60 日間の公開コメントに提出し、その旨を発表します。60 日間の公開コメント期間中、GGF エディタは直属のエリアディレクタに対し、そのドキュメントに関する推薦レビューを 1 件以上入手するよう求める場合があります。

60 日間の公開コメントが終了すると、コメント期間を通じて提示された問題点やその解決に向けた著者の取り組みなどを参考に、直属のエリアディレクタは GGF エディタと GFSG 宛に、GFD-C としてのドキュメントの発行に関する推薦状を書きます。推薦状には、提起された問題の概要と、GGF エディタが請求した場合には推薦レビューの結果が含まれます。このレビューは、ドキュメントの技術的および知的品質が維持され、その研究がコミュニティ全体の活動やサポートを正しく反映していることを表したものでなければなりません。

GGF エディタは、60 日間の公開コメントの結果修正された規模や GFSG のレビューをもとに、さらなる研究のためにドキュメントを返却する、60 日間のコメントを再開する、あるいはその修正が直ちに GFD-C に進めても支障がないほど軽微なものであるという判断を下します。

GWD-C が GFD として発行できるだけの推薦が得られない場合、そのドキュメントは GWD エリアから削除されます。

いくつかのケース（見解や技術の進展による）では、GFD-Cの差し替えや更新が行われる場合もあります。この場合原本のGFD-Cは旧版ドキュメントの状態（GFD-C.0）が指定され、またドキュメントのタイトルページの状態フィールドに明記されます。

### 3.4 レコメンデーショントラック GFD

レコメンデーショントラック GFD（GFD-R）は、特定のテーマに関する技術仕様や、技術仕様の応用に関する手引きといった仕様手引きを記述したドキュメントです。これらのドキュメントはグリッドコミュニティ内でのコンセンサスが得られていることを意味するだけでなく、推薦されている手法が妥当で有益であることを合理的に保証するものでもあります。

レコメンデーショントラック GFD は、一般に GGF ワーキンググループ内から草案されます。

レコメンデーショントラックには、提案型レコメンデーションとグリッドレコメンデーション（GFD-R-P と GFD-R）の 2 種類があります。新しい推薦に取って代わられたり、検討価値がなくなったレコメンデーションドキュメントは、旧版ドキュメントの指定を受けます。また、現在の実践方法や技術の更新により実装に影響を及ぼすようなレコメンデーションドキュメントは、歴史的ドキュメントの指定を受けます。

#### 3.4.1 提案型レコメンデーション

GFD-R-P として発行するためのレビューおよびコメントプロセスを開始するには、それに着手するワーキンググループまたはリサーチグループの議長が、提案型レコメンデーション（GFD-R-P）を GGF エディタに提出します。次に GGF エディタは、GFD-R-P を GFSG に提出し、そこで 15 日間にわたる内部（GFSG）レビューを実施します。

ドラフトが個人または GGF 以外のグループから提出された場合、GGF エディタはそのドラフトのレビューを適切なワーキンググループまたはリサーチグループに割り当てるか、1 名以上の GFSG メンバーにそのドラフトのレビューを依頼します。次に、これらのレビュー結果に基づき、ドラフトは GFSG に提出され 15 日間の内部（GFSG）レビューを受けるか、

または一定期間内に著者に返却されます。

15日間のレビューが終了すると、GGF エディタは GFSG の合意内容をもとに、そのドキュメントを 60 日間の公開コメントに提出すべきか、あるいはそのままワーキンググループに返却すべきかを決定します。GWD-R-P がワーキンググループに返却された場合、直属のエリアディレクタが GFSG の理由を要約し、この要約を GFSG およびグループの議長または著者に渡します。

ドラフトの内容が技術的にも著述的にも GFD-R-P として考慮するに足るとの合意が GFSG で得られた場合、GGF エディタは GWD-R-P を 60 日間の公開コメントに提出し、その旨を発表します。GGF エディタは直属のエリアディレクタに対し、そのドキュメントに関する推薦レビューを 1 件以上入手するよう求める場合もあります。

60 日間の公開コメントが終了すると、コメント期間を通じて提示された問題点やその解決に向けた著者の取り組み、推薦レビューからのフィードバック（請求があった場合）などを参考に、直属のエリアディレクタは GGF エディタと GFSG 宛に、GFD-R-P としてのドキュメントの発行に関する推薦状を書きます。

GGF エディタは、60 日間の公開コメントの結果修正された規模や GFSG のレビューをもとに、60 日間のコメントの再開を求めたり、あるいは修正規模が直ちに GFD-R-P に進めても支障がないほど軽微なものであるという判断を下すことができます。

GWD-R-P が GFD-R-P として発行できるだけの推薦が得られない場合、直属のエリアディレクタが GFSG の理由を要約し、この要約を GFSG およびグループの議長または著者に提出します。グループや著者は、60 日間の公開コメントや GFSG のレビューを通じて提示された問題を解決するために、研究の継続を選択することもできます。6 ヶ月を経過しても GFSG が GWD-C を 60 日間の公開コメントに提出していない場合、GWD-C は GWD エリアから削除されます。

### 3.4.2 GGF レコメンデーション

ドキュメントが GFD-R-P として発行されると、24 ヶ月のタイマーがスタートします。稼働実証が得られると期待されるこの期間中、少なくとも 2 つの相互運用可能な実装（2 つの異なるプログラムコード或いは 2 つの異なるライセンス契約によるライセンスコードで開発されたもの）が行われなければなりません。完全なプロトコルまたは仕様が相互運用性のある実装環境で実装される必要があります。GFSG は相互運用性のある実装（またはソフトウェアそのものの実装）が必要かどうか、稼働実証がより適切な方法で得られるかどうかを決定することになります。

ドキュメントは最低 6 ヶ月間、GFD-R-P レベルを維持しなければなりません。

GFD-R-P としての発行で始まる 24 ヶ月以内に、稼働実証を 1 つ以上の GFD-E 形式でドキュメント化しなければなりません。ワーキンググループの議長は、十分な稼働実証が得られ、ドキュメント化されたと判断すると、次にレビューの要望書に GFD-R-P および関連する GFD-E ドキュメントの要約を添付して GFSG に提出します。レビューでは、GFD-R-P の推薦する実現の可能性と有効性に関して、その稼働実証を評価します。

GFD-R-P が実現の可能性と有効性の検証において十分な稼働実証を達成していると GFSG により判断された場合、GGF エディタの協力のもと、公式のレビューが直属のエリアディレクタによって実施されます。このレビューでは、GGF コミュニティの内外から研究のテーマに関する専門家を最低 3 名選出して参加させなければなりません。またテーマによっては、GGF エディタまたは GGF の議長が、関連する標準化団体（W3C や IETF など）にレビューを依頼する場合があります。

レビューは 4 ヶ月にわたって実施されます。この間は公式のレビューが開催され、さらに多くの公開コメントを募ります。

公式のレビューは、GFD-R-P を (a) 同じ状態レベルに留めるか、あるいは (b) 旧版または歴史状態に移動するかといった判定に役立つ情報を GFSG に提供します。いずれの場合も、直属のエリアディレクタが GFSG の理由を要約し、この要約を GFSG およびグループの議長または著者に提出します。

推薦過程ドキュメントがグリッド推薦レベルに達していなくても 24 ヶ月間のプロセス（GWD を含む）で同一レベルを維持しているとき、また、その後状態が変更されるまで 12 ヶ月ごとに、GFSG はその仕様のもとになった研究の実現の可能性と技術の有益性を検証します。こうしたそれぞれのレビューを通じて、GFSG は開発活動の終了または継続を承認します。また同時に、同じ成熟レベルで仕様を維持するか、それを旧式や歴史状態に移動するかどうかを決定します。さらにこの決定は GGF に通知され、GGF コミュニティによるコメント提出の機会を提供します。しかしこれは合法的で活発なワーキンググループの活動をおびやかすものではなく、むしろ休止状態の活動を終了させるための管理機構の役割を果たします。

#### 4. ドキュメントに関する最低要件

RFC やインターネットドラフトドキュメントには、ドキュメントフォーマットとコンテンツに関するガイドラインが設けられています（<http://www.ietf.org/ID.html> および[4]を参照）。GGF ドキュメントの著者は、適用可能なガイドラインについては極力従うようにしなければなりません。それぞれの GGF ドキュメントには、最低でも次の情報を記載する必要があります。

ドキュメントタイプ：GWD-X または GFD-X、「X」の部分は I（情報提供型）、E（試験型）、P（コミュニティプラクティス）、R（レコメンデーション）のいずれか

著者名、所属、連絡先

ドキュメントの発行日（初版と改訂版の日付）

ワーキンググループまたはリサーチグループの名称（該当する場合）

ドキュメントのタイトル

ドキュメントを掲載した URL

1~2 パラグラフの概要紹介

目次

またドキュメントには、セキュリティ要件の要約を述べたセクションを記載しなければなりません。

付録 A の「著作権表示」に示した著作権の記述は、すべてのドキュメントに記載しなければなりません。また、付録 B の「知的所有権とその記載」に示した知的所有権の記述も、すべてのドキュメントに記載する必要があります。ドキュメントは ASCII テキストか PDF のいずれかの形式で送信することができます。PDF を使用する場合、編集可能な原本も添付して提出しなければなりません。編集用に受理可能なファイル形式は Microsoft Word、RTF (Rich Text Format)、プレーンの ASCII テキストです。

#### 4.1 GGF ドキュメントの指定フォーマット

ドキュメントの 1 ページ目には、次のようなヘッダを含めるものとし、この箇所については < > 内の項目は必須、[ ] 内の項目は該当する場合のみ使用するものとします。

<ドキュメントタイプ> 著者、所属

[ワーキンググループまたはリサーチグループ名] [他の著者]

[ワーキンググループまたはリサーチグループの URL]      ドキュメントの発行日付

[ドキュメントの URL] ]      [改訂日付]

ドキュメントタイトル

[状態：(歴史ドキュメントに使用)]

[差替え：<ドキュメント>(歴史または旧式と差替えたドキュメントに使用)]

ドキュメントタイプは次のいずれか 1 つ

GWD-I (情報提供型 GFD の候補)

GWD-E (試験型 GFD の候補)

GWD-C (コミュニティプラクティス GFD の候補)

GWD-R (レコメンデーショントラック GFD の候補)

GGF ドキュメントとして発行が承認されると、そのドキュメントタイプは GGF エディタを通じて次のような適切な GFD タイプに変更されます。

GFD-I (情報提供型 GFD)

GFD-E (試験型 GFD)

GFD-C (コミュニティプラクティス GFD)

GFD-R-P (提案型レコメンデーション)

GFD-R (レコメンデーション)

GFD-C または GFD-R ドキュメントについても「旧版」または「歴史」状態を割り当てることができます。状態を指定する場合は、ドキュメントタイプの末尾にそれぞれ「0」または「H」を追加します(たとえば、GFD-R.D として旧版化したドキュメントは GFD-R.D0 となります)。

GFD は、GGF エディタが割り当てる連番をドキュメントタイプの末尾に追加する場合があります。

全ページには著者代表の電子メールアドレスをページの左下に(「著者代表」とはコメントをやり取りするための主な連絡先を指定された著者)、またページ番号は右下に記載します。

2 ページ目以降のすべてのページの左上には<ドキュメントタイプ>を、また右上には最新の更新日付を記載します。

ドキュメントの構成は、状態を先頭に、著作権表示、1~2 パラグラフの概要紹介、そして目次へと続きます。表紙の著作権表記については、単に「Copyright© Global Grid Forum (年度). All Rights Reserved.」と記述します。著作権の全文(付録 A の「著作権表示」を参照)はドキュメントの最後に添付します。

章、節には見出し番号を振ります(1、1.1、1.1.1 など)。

用語解説は、特に頭字語を多用している場合はできる限り添付するようにします。

ドキュメントには、著者名、所属、電子メールアドレスから成る著者の連絡先情報を記載するものとします。



## 5. 意見の不一致と異議の申し立て

GGF ドキュメントプロセスは誕生して間もないため、初期の段階では「デバッグ」の必要な箇所があるかも知れません。GFSG では GGF 議長や GGF エディタと連携し、プロセス全般に関して修正する必要があるのか、必要な改善のために特定のケースについてのみプロセスを変更すればよいのかを随時決定していきたいと考えています。

場合によっては GGF 参加者の間で、意見の不一致が見られることもあります。GGF ドキュメントプロセスの一環としての決定に関する意見の食い違いなどです。

ある個人がワーキンググループまたはリサーチグループの議長の決定に異議の申し立てを行いたいと考えた場合、その異議の申し立ては直属のエリアディレクタに対して行わなければなりません。これによっても問題が解決しない場合は、GGF 議長に訴えます。

また、ある個人が GGF ステアリンググループまたは GGF エディタの決定に異議の申し立てを行いたいと考えた場合、その異議の申し立ては GGF 議長に対して行うものとします。

一方、個人が GGF 議長の決定に異議の申し立てを行いたい場合、その異議の申し立てはいずれかのエリアディレクタに対して行うものとします。エリアディレクタはまず、GGF 議長とのやり取りを通じて問題の解決をはかりますが、必要に応じてエリアディレクタは GFSG による票決を要求することもできます。

## 6. セキュリティ要件

セキュリティの問題については、本書では取り上げません。

### 用語解説

エリアディレクタ：一連のワーキンググループまたはリサーチグループを管理する「エリア」ごとの上位メンバー。

GFAC：グローバルグリッドフォーラム・アドバイザー・コミッティー。GGF コミュニテ



ィから選出された GGF 議長と上位メンバーで構成。

GFD : グリッドフォーラムドキュメント。GFD は永続的。

GGF エディタ : GGF エディタは GFSG および GGF 事務局と協力して GFD プロセスの管理を担当。

GFSG : グローバルグリッドフォーラム・ステアリンググループ。GGF 議長、GGF エディタ、エリアディレクタ、その他 GGF コミュニティから選出された上位メンバーで構成。

GGF : グローバルグリッドフォーラム ( [www.gridforum.org](http://www.gridforum.org) を参照 ) 。

GGF 議長 : GGF 議長は GFSG および GFAC と協力して GGF 全体の管理を担当。

GWD : グリッドワーキングドキュメント。GWD は永続的ではないが審議で使用するドラフトとして位置づけ。

#### 著者の連絡先

Charlie Catlett

Argonne National Laboratory

9700 S. Cass Avenue

Argonne, IL 60439-4844

[catlett@mcs.anl.gov](mailto:catlett@mcs.anl.gov)

#### 謝辞

このドキュメントは、GGF ステアリンググループの多くのメンバーやワーキンググループ長の支持を得るための記載であるとともに、参考とされる基礎的なドキュメントでもあります。複数の GGF リーダー、Gail Pieper、Ruth Aydt、Ian Foster、Bill Johnston、Jenny Schopf 各氏によるレビューの他、インターネット標準プロセスへの長年の貢献者、Brian Carpenter、Scott Bradner 両氏からも、タイムリーで有意義な助言とレビューに

協力いただいています。

#### 知的所有権表示

GGF は、このドキュメントに記載した技術の実装または使用に関して主張される可能性のあるいかなる知的所有権あるいはその他の権利についても、その有効性およびその及ぶ範囲に関して、あるいはこのような権利の行使が可能または不可能とされるライセンスの限度に関していかなる立場もとるものではありません。また、そうした権利を特定するために取り組んできた事実はありません。出版のために利用できる権利の主張や利用可能になるライセンスの保証のコピー、およびそうした所有権の使用に対して一般的なライセンスまたは許可を得るためにこの仕様の実装者またはユーザーによって行われた手続きの結果は、GGF 事務局より入手することができます。

GGF は、すべての利害関係者に対して、この推薦内容を研究するために必要な技術をカバーできる著作権や特許、特許の応用、その他の所有権に対し、注意を向けるようお勧めします。詳細は GGF エグゼクティブディレクタ宛にお送りください (GGF ウェブサイトの連絡先をご覧ください)。

#### 著作権全文表示

Copyright (C) Global Grid Forum (2001). All Rights Reserved.

上記著作権表示とこの段落が全ての複製文書や派生的な研究に含まれている限りにおいて、このドキュメントおよび同ドキュメントの翻訳はいかなる種類の制限を課すことなく一部または全部を複製し他者に提供することができます、またドキュメントへのコメントや説明、実装を支援する派生的な研究物を準備、複製、発行、配布することができます。しかしこのドキュメント自体は、GGF ドキュメントプロセスに定義された著作権の手続きに従わなければならない、あるいはそれを英語以外の言語に翻訳する必要がある場合において、グリッドの推薦内容を発展させる上で必要とされる場合を除き、著作権表示や GGF その他組織への参照を削除するなど、いかなる方法によっても変更することはできません。

上記に規定する限定的な許可は永続的であり、GGF またはその後継者や譲受人によって無

効となることはありません。

このドキュメントおよびこの中に記載された情報は「無保証」で提供され、グローバルグリッドフォーラムは、ここに含まれる情報の利用が商品性または何らかの目的への適合性へのいかなる権利や黙示の保証も侵害しないという点を含め、明示、黙示を問わずすべての保証を否認します。

---

### 付録 A：著作権表示

GGF では以下の理由により著作権表示を求めます。第一に、著作権によって GGF はすべてのドキュメントをそのまま永続的に刊行する権利を得ることができるためです。第二に、他者は許可を得ることなくすべてのドキュメントをそのまま再発行（リポジトリやミラーサイトなどに）できることです。第三に、著作権によってすべてのドキュメントを他の言語に翻訳できることです。最後に、著作権によって GGF プロセス内の派生的な研究を推進できる点です。

他のすべての権利は著者が保有します。

以下の著作権と免責文は、すべての GGF ドキュメント（GWD または GFD）に記載しなければなりません。

「Copyright (C) Global Grid Forum (年度). All Rights Reserved.

上記著作権表示とこの段落が全ての複製文書や派生的な研究に含まれている限りにおいて、このドキュメントおよび同ドキュメントの翻訳はいかなる種類の制限も課すことなく一部または全部を複製し他者に提供することができ、また文書へのコメントや説明、あるいは実装を支援する派生的な研究物を作製、複製、発行、配布することができます。しかしこの文書自体は、GGF 文書プロセスに定義された著作権の手続きに従わなければならない、あるいはそれを英語以外の言語に翻訳する必要がある場合において、グリッドの推薦内容を発展させる上で必要とされる場合を除き、著作権表示や GGF その他組織への参照を削除するなど、いかなる方法によっても変更することは

できません。

上記に規定する限定的な許可は永続的であり、GGF またはその後継者や譲受人によって無効となることはありません。

このドキュメントおよびこの中に記載された情報は「無保証」で提供され、グローバルグリッドフォーラムは、ここに含まれる情報の利用が商品性または何らかの目的への適合性へのいかなる権利や黙示の保証も侵害しないという点を含め、明示、黙示を問わずすべての保証を否認します。」

## 付録 B : 知的所有権とその記載

GGF の知的所有権管理プロセスは現在策定中であり、インターネット標準プロセスの第 10 節[1]項に記載された知的所有権とその手続きを基にしています。下節はこの[1]項を修正したものです。

知的所有権とその手続きのすべてに関して、この記載はグリッドコミュニティおよび社会全般が利益を得るとともに他者の正当な権利を尊重することを目的としています。

### B-1. 寄与物

寄与物とは、GGF 会議における口頭による表明のほかに、時間や場所に関係なく以下の宛先に提出される筆記または電子コミュニケーションによる記述も含まれます。

GGF 総会

GGF ワーキンググループまたはその部会

GFSG または GFSG を代表するそのメンバー

GFAC または GFAC を代表するそのメンバー

すべてのワーキンググループまたはリサーチグループのリストまたは GGF 主催のもとで提案している他のすべてのリストを含む GGF メーリングリスト

GGF エディタまたは GWD プロセス

GGF 会議やメーリングリスト以外で作成された表明で、GGF の活動やグループ、機能について書かれたものでないことが明らかなものは、これらの規定の対象となりません。

寄与物を提出することにより、実際に提出する各人は、当人、当人が代表する組織（該当する場合）、および寄与物の権利の所有者を代表して、以下の条件に従うことに同意したものとみなされます。また提出によって実際に提出した当人以外の寄与者が特定された場合、実際の寄与者は、特定された他の寄与者が、当人、当人が代表する組織、および寄与物の権利の所有者を代表して同じ条件を承知し受け入れに同意したことを表明するものとします。

#### B-2. 機密保持義務

機密保持要件や公開の制限を受ける寄与物は、GGF ドキュメントプロセスのいかなる部分にも考慮されていません。また、そうした寄与物に関していかなる機密保持義務も課すことがあってはならないものとします。

#### B-3. 権利と許可

レコメンデーションを発展させる研究の過程で、GGF は多くの人から様々な書式で寄与物を受理します。こうした寄与物をもっとも効果的に知らしめるために、寄与物に関するあらゆる知的所有権（IPR）を理解しておく必要があります。

1. 研究（米国政府の研究など）の中には著作権の適用外のものもあります。しかし、提出が著作権の適用を受ける限りは、寄与者、当人が代表する組織（該当する場合）、および寄与物の権利の所有者は、寄与物のすべての著作権のもと、無制限、永続的、非排他的、ロイヤルティのない、世界的規模の権利とライセンスを GGF に認めるものとします。

このライセンスには、あらゆる方法で寄与物を複製、発行、配布する権利や、その寄与物に基づく、あるいはその寄与物の一部または全部を組み込んだ派生的な研究を進める権利、さらに、そうした派生的研究が本来の寄与物のライセンスと同じ適用範囲となる権利を含みます。

2. 寄与者は、GGF がどの寄与物に対しても発行その他利用、普及させる義務を持たないことを認めるものとします。
3. 寄与者は、寄与者自身および当人が代表する組織（該当する場合）の名称と住所を引用する許可を与えるものとします。
4. 寄与者は、寄与物が主要な寄与者を適切に承認していることを表明するものとします。
5. 寄与者、当人が代表する組織（該当する場合）、および寄与物の権利の所有者は、寄与物に含まれるいかなる情報にも機密性はなく、GGF とその関係組織は自由に寄与物に含まれる情報を開示してよいものとします。
6. 寄与者が合理的かつ個人的に認知している寄与物のあらゆる所有権または知的所有権の存在が、当人によって開示されていることを寄与者は表明するものとします。また寄与者は、当人が代表する組織（場合に応じて）または第三者によって所有または主張されているすべての所有権と知的所有権を、当人が個人的に認知していることを表明しません。
7. 寄与者は、寄与者に合理的および個人的に知られている上記の承認と同意を与える寄与者の能力に制限はないことを表明します。

GGF プロセスのこの記述を承認することにより、GGF は、GWD および GFD を含め、本節で述べられている手続きに従ってライセンスと権利が割り当てられている GGF ドキュメントに対し、従来のような開かれた自由なアクセスを制限しないことを保証します。この保証は永続的であり、GGF またはその後継者や譲受人によって無効となることはありません。

特許や特許の応用、その他の所有権が、すべての GGF ドキュメントに関して認知または主張されており、GFSG の研究対象となる場合は、GFSG はそうした権利または主張されている権利の存在を示す注釈をドキュメントに含めることなく提出することはできません。仕様の開発を進める前に実装を必要とする場合は、実装者の表明により、そうした権利や主張されている権利に従う十分な手続きが採られている実装のみ、仕様の妥当性を示す目的



で検討されるものとします。

GFSG は、主張されているあらゆる著作権や特許、特許の応用、前段落に示した義務の履行におけるその他の権利の存在を特定したり、あるいは適用可能性を評価するいかなる責任も負いません。また、そのような権利の有効性およびその及ぶ範囲に関していかなる立場もとるものではありません。

GFSG が権利または主張されている権利を認知している場合、GGF 事務局はそのような権利の主張者から、関連する GGF ドキュメントの GFSG による承認に関し、特定の仕様に基づく技術を実装、利用、配布する際は、いかなる団体も、広く特定され、合理的で無差別な条件においてその技術や研究成果を実装、利用、配布する権利を取得できるという保証を書面にて取得するよう努力しなければなりません。所有権が主張されている技術の使用を提案するワーキンググループまたはリサーチグループは、この取り組みにおいて GGF 事務局を支援することができます。この手続きの結果は、そうした保証の獲得を容易にするために GFSG が承認を延期する場合を除いてドキュメントの進展には影響しません。しかしこの結果は、GGF 事務局によって記録および利用されます。GFSG はまた、その結果の要約を、仕様を含めて発行されるどの GFD にも記載するように指示することができます。

### B-3.1 合理的および無差別的条件の決定

GFSG は、技術の利用に対する合理的および無差別的条件の保証が実際に履行されていることに関し、いかなる明示的な決定も行いません。これに代わり、使用条件が合理的であることを立証する GGF レコメンデーショントラックドキュメントの提出を対象とした標準的な要件を使用します。提案型レコメンデーションからドラフトレコメンデーションに進めるために必要な仕様について、異なる組織または個人によって相互関係のない 2 種類の実装が行われた場合、あるいはドラフト推薦から推薦に進めるために必要な「重要な実装と稼働の成功経験」を経ている場合、その条件は合理的かつある程度無差別的でなければならないと仮定されます。この仮定は公開評論期間を通じて検討することができます。

### B-3.2 通告

以下の IPR に関する通告は、すべての GGF ドキュメントに記載するものとします。

GGF は、このドキュメントに記載した技術の実装または使用に関して主張される可能性のあるいかなる知的所有権あるいはその他の権利についても、その有効性およびその及ぶ範囲に関して、あるいはこのような権利の行使が可能または不可能とされるライセンスの限度に関していかなる立場もとるものではありません。また、そうした権利を特定するために取り組んできた事実はありません。出版のために利用できる権利の主張や利用可能になるライセンスの保証のコピー、およびそうした所有権の使用に対して一般的なライセンスまたは許可を得るためにこの仕様の実装者またはユーザーによって行われた手続きの結果は、GGF 事務局より入手することができます。

GGF は、すべての利害関係者に対して、この推薦内容を研究するために必要な技術をカバーできる著作権や特許、特許の応用、その他の所有権に対し、注意を向けるようお勧めします。詳細は GGF エグゼクティブディレクタ宛にお送りください。

IPR に関する明示的な記述はドキュメント中には記載しないものとします。特定の主張を含めることにより、その主張が有効であり、かつ記載された主張が網羅的であることを意味することになるためです。ドキュメントが一度最終 GFD として発行されてしまうと、IPR 情報を効果的に更新する方法はありません。このため著者は、GGF 事務局にあらゆる明示的な記述または実現性のある関連する主張を提供する必要があります。

### **付録 C: ドキュメントプロセスの流れ**

以下のフローチャートはこれまで本書で述べてきたプロセスを要約したものです。曖昧な点や図とテキストが矛盾する点がある場合は、テキストの方を公式のプロセスとみなします。

#### **C-1. 情報提供型および試験型ドキュメント**

- (1) 個人または非 GGF グループ、情報提供型または試験型ドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出
- (2) GFD エディタ、ドラフトを確認
- (3) GFD エディタ、ドラフトを返却



- (4) GFD エディタ、検討のためドラフトを WG または RG に提出
- (5) GGF WG または RG 議長、情報提供型または試験型ドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出
- (6) GFD エディタ、GWD-I または GWD-E に提出および発表
- (7) 30 日間公開コメント
- (8) GFD エディタ、コメントを確認
- (9) GFD エディタ、ドラフトを返却、GWD インデックスから削除
- (10) GFD エディタ、GWD-I または GWD-E に提出および発表

#### C-2. コミュニティプラクティスドキュメント

- (1) 個人または非 GGF グループ、コミュニティプラクティスドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出
- (2) GFD エディタ、ドラフトを確認
- (3) GFD エディタ、ドラフトを返却
- (4) GFD エディタ、検討のためドラフトを WG または RG に提出
- (5) GGF WG または RG 議長、コミュニティプラクティスドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出
- (6) GFD エディタ、ドラフトを GFSG に提出
- (7) 15 日間の GFSG コメント
- (8) GFD エディタ、コメントを確認
- (9) GFD エディタ、ドラフトを返却
- (10) GFD エディタ、ドラフトを返却、GWD インデックスから削除
- (11) GFD エディタ、GWD-C に提出および発表
- (12) 60 日間の公開コメント
- (13) GFSG、コメントを確認
- (14) GFD エディタ、GFD-C に提出および発表

#### C-3. レコメンデーショントラックドキュメント

- (1) 個人または非 GGF グループ、コミュニティプラクティスドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出

- (2) GGF WG または RG 議長、コミュニティプラクティスドキュメントの候補としてドラフトを GFD エディタに提出
- (3) GFD エディタ、ドラフトを確認
- (4) GFD エディタ、ドラフトを返却
- (5) GFD エディタ、検討のためドラフトを WG または RG に提出
- (6) GFD エディタ、ドラフトを GFSG に提出
- (7) 15 日間の GFSG コメント
- (8) GFD エディタ、コメントを確認
- (9) GFD エディタ、ドラフトを返却
- (10) GFD エディタ、GWD-R.P に提出および発表
- (11) 60 日間公開コメント
- (12) GFD エディタ、コメントを確認
- (13) GFD エディタ、ドラフトを返却、GWD インデックスから削除
- (14) GFD エディタ、GWD-R.P に提出および発表
- (15) GGF WG、GFD-E ドキュメントの支持を添付した GFD-R.P を、GFD-R.D の状態を要求するエリアディレクタに提出
- (16) エリアディレクタ、リクエストを確認
- (17) エリアディレクタ、リクエストを GFSG に提出
- (18) GFSG、リクエストを確認
- (19) エリアディレクタ、WG 議長にフィードバックを提供
- (20) エリアディレクタ、WG 議長にフィードバックを提供
- (21) (最低 6 ヶ月間)
- (22) (進捗に関する GFSG のアニュアルレビュー)
- (23) エリアディレクタと GFD エディタ、公式の外部レビューを実施
- (24) 4 ヶ月間の公式レビューと公開コメント
- (25) エリアディレクタ、外部レビューを要約
- (26) GFSG、レビューを実施
- (27) GFD エディタ、GFD-R に提出および発表

## 参考

- [1] Bradner, S、 『インターネット標準プロセス - 改訂 3 版』 RFC 2026、 1996 年 10 月
- [2] Bradner, S、 『IETF ワーキンググループのガイドラインと手続き』 RFC 2418、 1998 年 9 月
- [3] Weinrib, A、 Postel, J、 『IRTF 研究グループのガイドラインと手続き』 RFC 2014、 1996 年 10 月
- [4] Postel, J、 『Instructions to RFC Authors』 RFC 1543、 USC/Information Sciences Institute、 1993 年 10 月
- [5] Catlett, C、 Foster, I、 Johnston, W、 『グローバルグリッドフォーラムの構成』 2001 年 10 月
- [6] Catlett, C、 Foster, I、 Johnston, W、 『グローバルグリッドフォーラムの管理構造とプロセス』 2001 年 10 月